

国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会 開催要綱

1 開催の趣旨

国家公務員の労働基本権、特に争議権の在り方について検討するため、有識者で構成する「国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

2 検討内容

- ① 自律的労使関係を構築する上での争議権の意義
- ② 争議権を付与する場合において、公務員の職務の公共性と争議権を調和させるための規制措置
- ③ その他

3 懇談会委員

- ① 懇談会は、別紙に掲げる委員より構成する。
- ② 懇談会の座長は、互選により決定する。
- ③ 懇談会には、座長代理を置く。座長代理は、座長が指名する構成員とする。
- ④ 座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。

4 懇談会内容の取扱い

- ① 懇談会は、原則として傍聴により公開する。
傍聴者、傍聴場所、傍聴手続等については、別途定めるところによる。
- ② 公開した懇談会の議事概要及び提出資料は、公表する。

5 会議の庶務

懇談会の庶務は、国家公務員制度改革推進本部事務局が処理するものとする。

6 その他

開催要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮り、決定する。

(別紙)

国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会 委員名簿

飯尾 潤	政策研究大学院大学教授
石原 信雄	地方自治研究機構会長
今野 浩一郎	学習院大学経済学部経営学科教授
櫻井 敬子	学習院大学法学部法学科教授
原田 清志	日本電信電話株式会社 総務部門 労働担当部長
丸山 建藏	元日本労働組合総連合会副会長
山川 隆一	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
吉崎 達彦	株式会社双日総合研究所取締役副所長
与良 正男	毎日新聞社論説副委員長
渡辺 章	専修大学大学院法務研究科教授

※ 敬称略、五十音順

(参考)

【国家公務員制度改革基本法（平成 20 年 6 月 13 日法律第 68 号）】（抜粋）

（改革の実施及び目標時期等）

第四条 政府は、次章に定める基本方針に基づき、国家公務員制度改革を行うものとし、このために必要な措置については、この法律の施行後五年以内を目途として講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

2 （略）

（労働基本権）

第十二条 政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする。

（地方公務員の労働基本権等）

附則第二条 政府は、地方公務員の労働基本権の在り方について、第十二条に規定する国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する。

2 （略）